告 示

埼玉県選管告示第五十三号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号 (他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和七年十月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

老人ホーム	種別
さわやかしらおか館 株式会社さわやか倶楽部	施設の開設主体及び名称
四十八番地一场玉県白岡市小久喜九百	所 在 地